

ポイント対象事業一覧

ポイント対象事業は、下記一覧のとおりです。

ポイントの付与期間は、2022年4月1日(金)～2023年3月31日(金)の間となります。

●町が主催する健康増進に資する事業

(箕輪町健康ポイント事業要綱 第4条第1項第1号)

事業名	ポイント数
健診結果説明会	100
げんきセンター・げんきセンター南部・プロから学べるトレーニングプログラム利用 ※各施設共通 10 回利用ごと	100
30 日健康トライアル(血圧・体重測定)	100～400
箕輪町活動量計事業用活動量計購入 ※2022.4.1～2023.3.31 購入分に限る	200
町が配布する「運動記録用紙」を利用したウォーキング等の運動 ※本セット内、同封 (ポイントカード 1 枚目は 700 ポイント分が上限)	100～700

●各種検診・健診事業 (箕輪町健康ポイント事業要綱 第4条第1項第2号)

事業名	ポイント数
胃がん検診	100
大腸がん検診	100
肺がん検診	100
結核検診	100
子宮頸がん検診	100
乳がん検診	100
前立腺がん検診	100
歯科健診 (さわやか健診、歯科ドック、プレママによる健診が対象)	100
脳ドック	100
循環器健診	300
後期高齢者健診	300
定期健康診断 (労働安全衛生規則 44 条及び 45 条による)	300
人間ドック (循環器健診・胃がん検診・大腸がん検診・結核検診)	600

● 特定健診事業（箕輪町健康ポイント事業要綱 第4条第1項第3号）

事業名	ポイント数
各保険者による特定健診	300

● 町が主催する健康に寄与する講演及び講座に関する事業
（箕輪町健康ポイント事業要綱 第4条第1項第4号）

事業名	ポイント数
健康に関する講演・講座 ※町主催に限る <u>別紙参照</u>	50
アカデミー公開・体験講座 及び 年間受講等の講座	100

● 本事業の対象事業として町長が必要と認める事業
（箕輪町健康ポイント事業要綱 第4条第1項第5号）

事業名	ポイント数
健康に関するイベント・教室 ※町長が必要と認めるもの <u>別紙参照</u>	50

※各種検診・健診事業、特定健診事業でポイント付与を希望する場合は、健(検)診結果もしくは引換券を健康推進課窓口にお渡してください。

※健(検)診については、受診日がポイント付与の基準日となります。

※対象事業については、「箕輪町健康ポイント対象事業」として広報などで随時お知らせします。